

阿賀野市告示第75号

阿賀野市大字保田財産区財産増殖及使用条例（平成16年阿賀野市条例第245号）第4条の規定により令和5年度春季山業を次のとおり実施するので、同条例第6条第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月10日

阿賀野市大字保田財産区

管理者 阿賀野市長 田 中 清 善

1 入山者・山業区域

山業区域は全山とするが、山手入会地区は吉ヶ沢、虚空蔵山を除くものとする。

2 山業期間

保田地区 4月15日から5月14日まで

山手入会地区 4月16日から4月30日まで

3 山業の条件

阿賀野市大字保田財産区財産増殖及使用条例第5条による。